

公正取引委員会からの勧告に関するお知らせ

本日、当社は、公正取引委員会より、改正前の下請代金支払遅延等防止法（以下「旧下請法」）に基づく勧告（以下「本勧告」）を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要

当社は、当社が販売しまたは製造を請け負う決済端末、業務用端末等の製品の製造を、旧下請法が定める下請事業者に該当するお取引先様（以下、対象事業者様）に委託しております。また、一部の対象事業者様には、製造に使用する当社所有の金型等を貸与しています。

本勧告は、当社が当該金型等を用いる製品およびその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、対象事業者様に金型等を無償で保管させていたとして、旧下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されたものです。

本勧告において旧下請法違反とされた行為の対象期間は遅くとも2024年5月以降であり、対象事業者様は48社、対象金型等は2,577個です。

2. 当社の対応

当社は、既に全ての対象事業者様と金型等保管費用の支払いについての協議を開始しております。また、既に不要となった金型等については、回収または廃棄の対応を進めています。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、対象事業者様の利益を不当に害さないことを取締役の決定により確認するとともに、社内体制の強化とコンプライアンス意識の向上を目的とした社内研修などの取り組みを実施いたします。

また、本勧告およびこれらの取り組みについて全役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以上

お問い合わせ先

富士通フロンテック株式会社

コーポレート本部 コーポレートコミュニケーション室

電話番号 050-3619-3707（直通）